

「女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町清掃組合特定事業主行動計画（第2次）」の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき、「女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町清掃組合特定事業主行動計画（第2次）」の実施状況を公表します。

【女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町清掃組合特定事業主行動計画（第2次）に数値おける目標と実績】

〔数値目標〕

計画終了時点（令和8年3月31日）までに、育児参加のための休暇取得率（子育て休暇）の割合を令和2年度実績（50%）より10%引き上げ、60%とします。

〔実績〕

年度	育児参加のための休暇取得率（子育て休暇）
平成28年度	0%
平成29年度	0%
平成30年度	40%
令和元年度	75%
令和2年度	50%
令和3年度	58%
令和4年度	70%
目 標	60%

【数値目標達成のために実施した取組】

- ・時間外勤務削減のため、原則22時以降の時間外勤務命令を原則禁止としました。
- ・千葉県自治研修センターが実施する女性活躍推進研修に女性職員を派遣しました。
- ・毎週水曜日をノー残業デーとし、終業後30分以内の退庁を促しました。
- ・年次有給休暇の取得を推奨しました。